

第1章 計画の策定及び推進について

1. 計画策定の趣旨

本市の総人口は、昭和22（1947）年をピークに減少を続けている中、令和7（2025）年に団塊の世代の全ての人が75歳以上になることから、75歳以上の人口は現在も微増しているものの、本市の高齢者人口については、平成28（2016）年をピークとして減少局面に入っています。

今後も高まる高齢化率は、高齢者人口の増加ではなく、年少人口及び生産年齢人口の減少に起因したものであることを踏まえ、当面微増すると推測される75歳以上人口を加味し、2040年問題も見据え、私たちは今後の高齢者福祉について中長期的な視野で考えていくことが必要です。

令和3（2021）年3月に策定した第9期・第8期の高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画（以下「計画」という。）は、コロナ禍にあつたため、感染症対策が大きな壁となり、各種施策を推進するためには、幾多の困難と直面をする必要がありました。市民・専門職を始めとした多くの方に支えられ、その取組を一步ずつ着実に進めることができました。

このたび、第9期・第8期の計画期間が令和6（2024）年3月で満了することから、第10期・第9期の計画を策定しました。高齢者単身世帯と高齢者夫婦のみの世帯があわせて3割程度ある中山間地の本市の特性も踏まえて、第9期・第8期の計画の内容について一定の見直しを図りながらも、取組の継続性と市民の思いを重視し、さらなる前進を図ります。

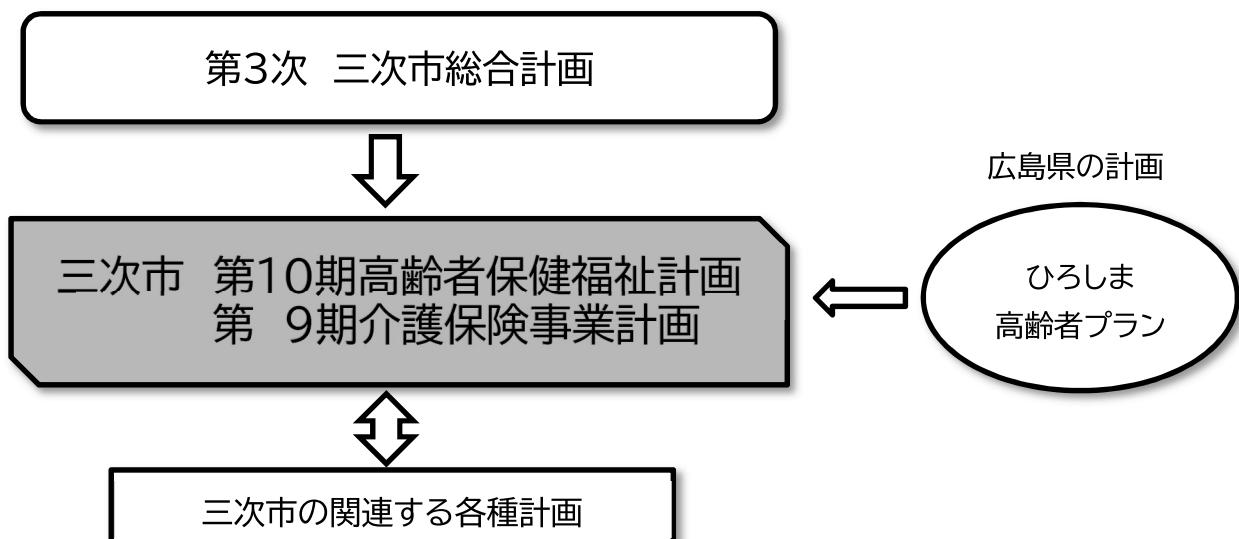
2. 計画の位置づけ

本計画は、老人福祉法第20条の8に基づく「高齢者保健福祉計画」及び介護保険法第117条に基づく「介護保険事業計画」として、一体的に策定するものであり、成年後見制度の利用の促進に関する法律第14条第1項に基づく「成年後見制度利用促進基本計画」としても位置づけるものとします。

また、計画の策定にあたっては、本市における最上位計画の三次市総合計画を指針とし、本市の関連する各種計画との整合を図るものとします。

加えて、広島県の策定するひろしま高齢者プランとも調和のとれた計画として策定します。

【本計画の位置づけのイメージ図】



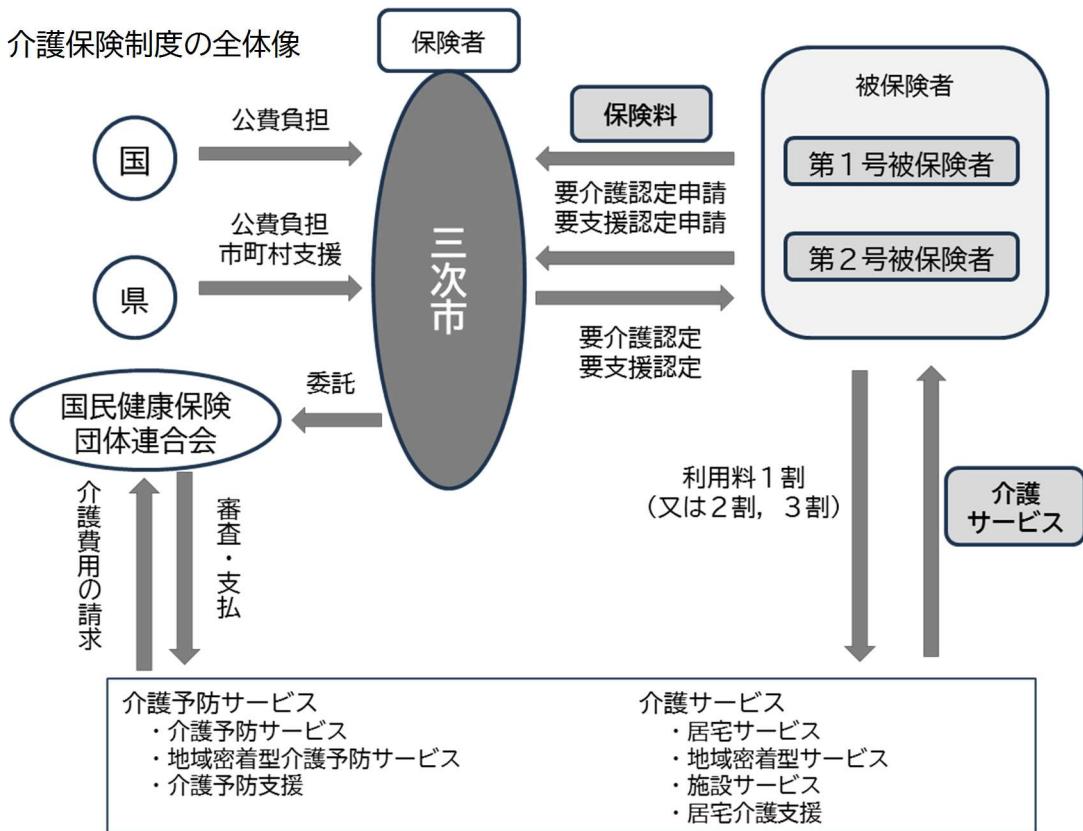
3. 計画の期間

本計画の期間は、令和6(2024)年度から令和8(2026)年度までの3年間とします。

なお、被保険者数、認定者数等については、全国的に高齢化が一層進むことから、令和32(2050)年を見据えた長期的な推計を行います。

4. 介護保険制度の概要

「介護保険制度」は、介護を必要とする方に費用を給付し、適切なサービスを受けられるようにサポートする保険制度で、自立支援や、介護する家族の負担軽減を目的としています。この制度によって、要介護認定または要支援認定を受けたときに介護サービスを受けられるようになります。



5. 計画の推進に向けて

本計画の推進にあたっては、毎年度、計画に基づく事業の実施状況を介護保険運営協議会においてご審議いただき、評価を行うとともに改善点を洗い出し、より良い事業につなげていきます。

また、毎年度、計画の進捗状況を広報紙やホームページ等により広く市民に公表します。

加えて、計画・実施・評価・改善のPDCAサイクルを回していくことにより、柔軟に効果的な施策推進を図ります。



6. 計画策定にあたっての体制及び意見集約

(1) 計画案の検討・審議

①三次市第10期高齢者保健福祉計画・第9期介護保険事業計画策定審議会

市民、学識経験者、社会福祉事業従事者等で構成される審議会を設置し、計画策定に向けて審議・検討を行いました。

②三次市第10期高齢者保健福祉計画・第9期介護保険事業計画策定委員会

副市長以下、関係する部長級の職員による委員会を設置し、計画内容の審議・検討を行いました。

③三次市第10期高齢者保健福祉計画・第9期介護保険事業計画策定幹事会

福祉保健部長以下、部内の課長級の職員、三次市社会福祉協議会事務局長、三次市地域包括支援センター長による幹事会を設置し、計画内容の審議・検討を行いました。

④三次市第10期高齢者保健福祉計画・第9期介護保険事業計画策定ワーキング部会

関係課の職員、三次市社会福祉協議会と三次市地域包括支援センター職員によるワーキング部会を設置し、計画策定にかかる調査、分析等を行い内容の検討を行いました。

(2) 介護予防・日常生活圏域ニーズ調査の実施

高齢者の暮らしや健康状態（運動器機能・転倒リスク・閉じこもり・口腔機能・認知機能等）を分析し、地域の現状や課題、潜在的ニーズを把握することを目的としてアンケート調査を実施し、65歳以上の一般高齢者及び要支援認定者のうち、3,028人からご回答いただきました。

(3) 在宅介護実態調査の実施

「高齢者等の適切な在宅生活の継続」と「家族等介護者の就労継続」の実現に向けた介護サービスのあり方の検討を行ううえでの基礎資料を得ることを目的として、認定調査員による聞き取り調査を実施し、在宅生活の要支援・要介護認定者のうち、164件のご回答をいただきました。

(4) 介護保険サービス事業者調査の実施

介護保険事業所の運営状況等、介護保険事業を実施するまでの現状と課題を把握することを調査の目的として、市内で介護保険サービス事業を展開している事業者に対して調査を実施し、36法人からご回答いただきました。

(5) パブリック・コメントの実施

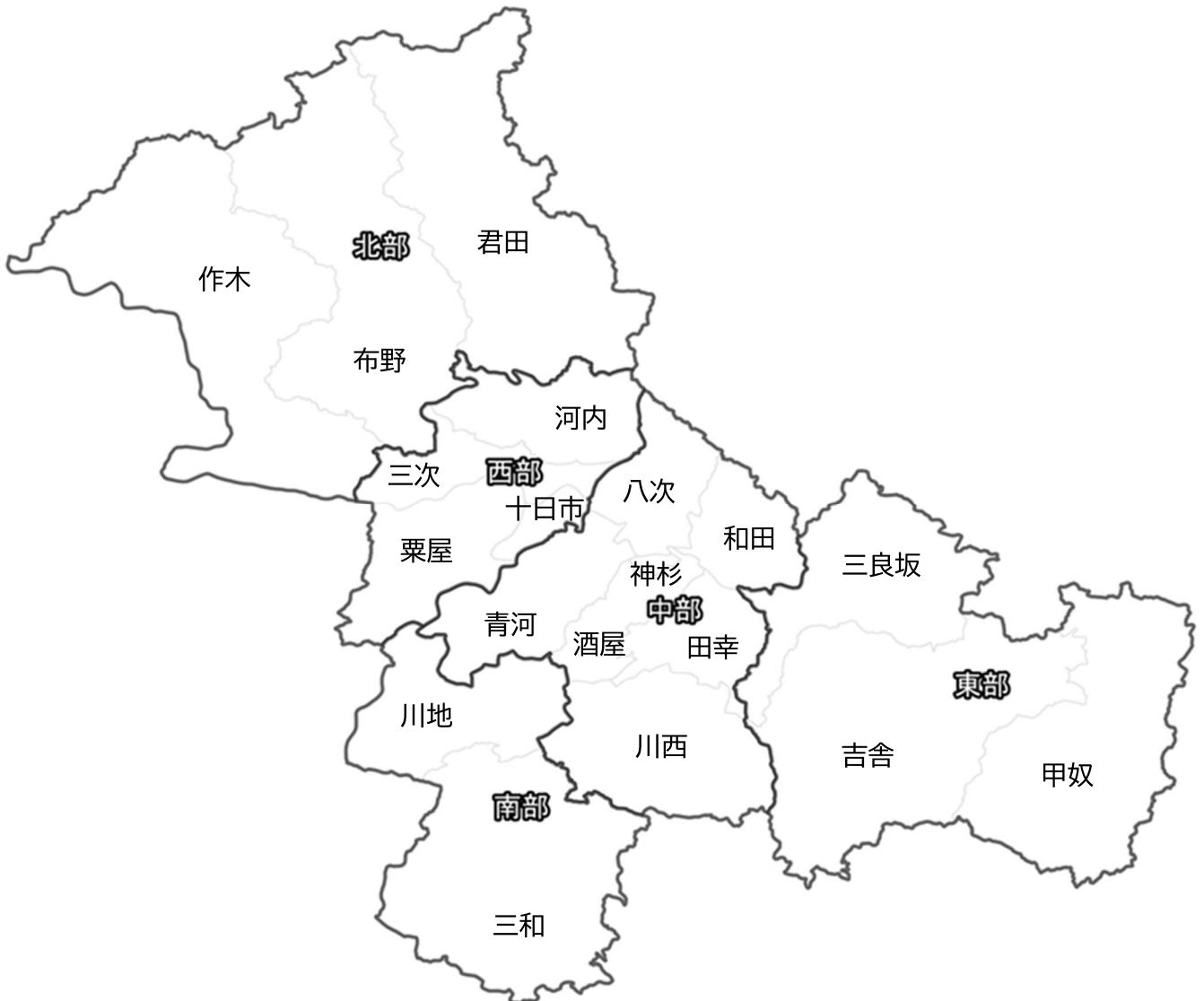
計画策定への市民の参加の機会を確保することを目的に、計画案の内容等を広く公表し意見を募集するパブリック・コメントを令和6（2024）年1月17日から2月6日まで実施しました。

7. 日常生活圏域の設定

日常生活圏域は、介護保険事業計画において、その住民が日常生活を営んでいる地域として、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、介護給付等対象サービスを提供するための施設の整備の状況その他の条件を総合的に勘案して定めるものとされています。

本市においては、北部、西部、中部、南部及び東部の5圏域を設定しています。

【圏域図】



【圏域の区分】

圏域名	地域
北部	君田、布野、作木
西部	三次、河内、十日市、粟屋
中部	八次、神杉、和田、田幸、川西、酒屋、青河
南部	川地、三和
東部	三良坂、吉舎、甲奴